

姫路市上下水道局告示第 10 号

令和 8 年 2 月 20 日

姫路市上下水道事業管理者 種 谷 康

姫路市上下水道局指定給水装置工事事業者の事業再開について

水道法（昭和 32 年法律第 177 号）第 25 条の 7 の規定に基づき、下記の者から給水装置工事事業者の事業再開の届出があったため、姫路市上下水道局指定給水装置工事事業者規程（平成 10 年姫路市水道局管理規程第 8 号）第 5 条第 2 号の規定により告示する。

記

1 届出年月日 令和 8 年（2026 年）2 月 16 日

2 事業を再開する者

氏名又は名称	株式会社ウォーターシステム
事業所の所在地	姫路市飾磨区阿成鹿古 376 番地
指定番号	第 574 号
再開年月日	令和 8 年（2026 年）2 月 16 日